



平成28年(ワ)第380号 放送法遵守義務確認等請求事件(第1事件)

平成28年(ワ)第696号 放送法順守義務確認等請求事件(第2事件)

第1事件原告 宮内正厳

第2事件原告 溝川悠介外44名

被 告 日本放送協会



申 入 書

2018年4月26日

奈良地方裁判所民事部1B係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 佐藤 真理

外7名



本日、平成29年(ワ)第137号放送法等遵守義務確認請求事件(原告北野重一外57名、被告日本放送協会)の原告準備書面(五)を御庁民事部3A係に提出し、平成29年(ワ)第466号放送法等遵守義務確認請求事件(原告高桑次郎外21名、被告日本放送協会)の原告準備書面(三)及び原告準備書面(四)を御庁民事部5A係に提出しました。

これにより、両事件は、御庁民事部1B係に係属中の本事件と争点が共通するだけでなく、審理の進行の程度においても追いつき、もはや進行上の差異は認められません。

よって、三事件を併合審理するとともに、本件は憲法上の権利が重要な争点となっていることから、裁定合議事件として取り扱われるよう申し入れます。

以上



平成29年(ワ)第137号 放送法等遵守義務確認等請求事件

原告 北野重一 外57名

被告 日本放送協会



併合審理に関する申入書

2018年4月26日

奈良地方裁判所民事部3A係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 佐藤 真理

外7名



本日、本事件の原告準備書面(五)を御庁に提出し、平成29年(ワ)第466号放送法等遵守義務確認請求事件(原告高桑次郎外21名、被告日本放送協会)(以下「高桑訴訟」)の原告準備書面(三)及び原告準備書面(四)を御庁民事部5A係に提出しました。

これにより、本事件及び高桑訴訟の両事件は、御庁民事部1B係に係属中の平成28年(ワ)第380号放送法遵守義務確認等請求事件(原告宮内正厳、被告日本放送協会)及び平成28年(ワ)第696号放送法等遵守義務確認請求事件(原告溝川悠介外44名、被告日本放送協会)(以下「先行事件」)と争点が共通するだけでなく、審理の進行の程度においても追いつき、もはや進行上の差異は認められません。

よって、本事件を含む三事件を先行事件のもとで併合審理するとともに、憲法上の権利が重要な争点となっていることから、裁定合議事件として取り扱われるよう申し入れます。

以上



平成29年(ワ)第466号 放送法等遵守義務確認等請求事件
原告 高桑次郎外21名
被告 日本放送協会



併合審理に関する申入書

2018年4月26日

奈良地方裁判所民事部5A係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 佐藤 真理
外7名



本日、本事件の原告準備書面(三)及び原告準備書面(四)を御庁に提出し、平成29年(ワ)第137号放送法等遵守義務確認等請求事件(原告北野重一外57名、被告日本放送協会)(以下「北野訴訟」)の原告準備書面(五)を御庁民事部3A係に提出しました。

これにより、本事件及び北野訴訟の両事件は、御庁民事部1B係に係属中の平成28年(ワ)第380号放送法遵守義務確認等請求事件(原告宮内正厳、被告日本放送協会)及び平成28年(ワ)第696号放送法等遵守義務確認請求事件(原告溝川悠介外44名、被告日本放送協会)(以下「先行事件」)と争点が共通するだけでなく、審理の進行の程度においても追いつき、もはや進行上の差異は認められません。

よって、本事件を含む三事件を先行事件のもとで併合審理するとともに、憲法上の権利が重要な争点となっていることから、裁定合議事件として取り扱われるよう申し入れます。

以上